

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット運営業務の委託等について
----	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託等）

（担当部課：健康部保健予防課）

事業の概要

事業名	新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット（センター）運営業務委託
担当課	保健予防課
目的	新宿区、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）及び一般社団法人新宿区医師会（以下「医師会」という。）の三者が連携し、新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット（以下「検査スポット」という。）の運営に係る業務を実施し、新宿区における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための医療体制を強化する。
対象者	原則、新宿区民で、発熱等の症状があり、医師会会員の診療所等から紹介された新型コロナウイルス感染症の疑いがある受診者
事業内容	<p>新宿区内では、本年3月から4月にかけて、新型コロナウイルス感染症の疑いのある者が急増し、区民の生命保護のため、PCR検査が適切に受けられる検査スポットの整備は喫緊の課題となっていた。検査スポットの整備については、そのノウハウ、また、スペースの確保のために、NCGM及び医師会の協力を得る必要があることから、区からの業務委託の形によりNCGM及び医師会のサポートを得て、検査スポットを緊急的に整備することとした。</p> <p>なお、NCGMに設置した検査スポットは、令和2年7月末をもって閉鎖し、8月以降は、引き続きNCGM及び医師会と連携しながら、検査スポットを「検査センター」と改め、場所を新宿区保健所に変更し、PCR検査を行う。</p> <p>1 検査スポットの概要</p> <p>(1) 設置主体：新宿区</p> <p>(2) 受診者受付日時：平日 9：00～11：00</p> <p>(3) 検査可能数：1日 最大200件</p> <p>(4) 従事体制：NCGM（医師・看護師・検査技師・事務職員） 医師会（医師） 新宿区基幹病院等（医師・看護師・検査技師・事務職員）</p> <p>2 業務の流れ</p> <p>(1) 受付【NCGM】</p> <p>(2) トリアージ（問診）【NCGM】</p> <p>(3) 検体採取【NCGM】</p> <p>(4) 検体検査・結果報告【エスアールエル（再委託先）】 ※7月末までは再委託契約で行い、8月からは委託契約で行う。</p> <p>(5) 検査結果連絡調整【NCGM】</p> <p>(6) 保健所への報告【NCGM】</p> <p>(7) 土・日曜日の問合わせ対応、連絡調整及び検査スポットの運営支援【医師会】</p> <p>個人情報の流れについては、資料15-1及び資料15-2のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託
(第14条第1項)・・・報告事項

件名 新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット運營業務の委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット運營業務
委託先	1 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 2 一般社団法人新宿区医師会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	診療情報提供書(参考15-1)、予診票(参考15-2)及び発生届(参考15-3)のとおり ※…原則、新宿区医師会の診療所等から紹介された、新型コロナウイルス感染症の疑いがある区民が対象者である。
処理させる情報項目の記録媒体	紙媒体及び電磁的媒体(委託先のパソコン及び区のイントラパソコン)
委託理由	新宿区、国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM)及び一般社団法人新宿区医師会の3者が連携して、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、検査スポットを緊急的に整備する必要があるため。
委託の内容	1 受付【NCGM】 2 トリアージ(問診)【NCGM】 3 検体採取【NCGM】 4 検体検査・結果報告【エスアールエル(再委託先)】 ※7月末までは再委託契約で行い、8月からは委託契約で行う。 5 検査結果連絡調整【NCGM】 6 保健所への報告【NCGM】 7 土・日曜日の問合わせ対応、連絡調整及び検査スポットの運営支援【医師会】
委託の開始時期及び期限	令和2年4月20日から令和2年7月31日まで
	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 契約にあたり、別紙1・2の「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。</p> <p>2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告することを義務付ける。</p> <p>3 委託期間中に収集した個人情報は、法令に基づく個人情報データ保管の徹底を義務付ける。</p> <p>4 区職員が必要に応じて委託業者への立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。</p> <p>5 委託先から提出された資料は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。</p>

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙1・2の「特記事項」、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 3 委託期間中に収集した個人情報は、法令に基づく個人情報データ保管の徹底を義務付ける。 4 区職員が必要に応じて委託業者への立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行うことを承諾させる。 5 委託先が保管用としてCD-Rを作成する場合は、データの暗号化を行い、保管状況が確認追跡できるようにさせる。 6 紙媒体の個人情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。 2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割する等の措置を講じさせる。なお、使用するソフトウェアについては、最新の更新プログラムを適用させ、セキュリティを向上させる。 4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏えい等事故防止策を徹底させる。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
 - ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 再委託業者（以下「丁」という。）は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丁の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丁」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丁 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丁は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丁は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丁は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丁は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丁は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丁は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丁は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丁は、業務を行うために乙から提供され、又は丁が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丁は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丁は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丁が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丁が業務を行うに当たり丁の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丁は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丁は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丁は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丁は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丁は、丁の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丁は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丁が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丁は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丁に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丁が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丁に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丁は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット運営業務に係る検体検査業務の再委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	新宿区新型コロナウイルスPCR検査スポット運営業務
委託先(再委託先)	【委託先】 1 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 2 一般社団法人新宿区医師会 【再委託先】 株式会社エスアールエル(プライバシーマーク取得済)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【検査スポットにおけるトリアージの結果、軽症と判断された者から採取した検体に係る情報項目】 検体者受付番号、カナ氏名、検査結果
処理させる情報項目の記録媒体	紙媒体及び電磁的媒体(再委託先のパソコン及び区のイントラパソコン)
再委託理由	PCR検査を必要とする区民に適切な検査を実施する体制を早急に整える必要があるが、区においては、検体検査を行う技術・ノウハウがなく、専門的な事業者へ委託する必要があるため。
再委託の内容	検査スポットでのトリアージの結果、軽症と判断された者の検体検査業務
再委託の開始時期及び期限	令和2年4月20日から令和2年7月31日まで
再委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙1・2の「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告することを義務付ける。 3 個人情報(電子データ)は、5ヵ月間保管した後、削除させ、削除した証明書を提出させる。 4 区職員が必要に応じて再委託業者への立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 【システム上の対策】 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。

	<p>5 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。</p>
<p>再受託事業者に行わせる 情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙1・2の「特記事項」、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 3 個人情報（電子データ）は、5ヵ月間保管した後、削除させ、削除した証明書を提出させる。 4 区職員が必要に応じて再委託業者への立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行うことを承諾させる。 5 紙媒体の個人情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。 2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割する等の措置を講じさせる。なお、使用するソフトウェアについては、最新の更新プログラムを適用させ、セキュリティを向上させる。 4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏えい等事故防止策を徹底させる。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 丙は、業務を行うために甲から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 丙は、丙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。丙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 丙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 丙は、業務を行うために甲から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 丙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 丙は、丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 丙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙による再委託業者（以下「戊」という。）は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丁の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「丙」及び「戊」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 丙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 戊 丙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 戊は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 戊は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 戊は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 戊は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 戊は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 戊は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 戊は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 戊は、業務を行うために丙から提供され、又は戊が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 戊は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 戊は、業務を行うために甲又は丙から提供され、又は戊が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は丙に返還し、又は引き渡し、戊が業務を行うに当たり戊の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 戊は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び丙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び丙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 戊は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び丙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 戊は、丙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 戊は、業務に関する個人情報の管理状況について、丙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 戊は、戊の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 戊は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、戊が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 戊は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接戊に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、戊が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、戊に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 戊は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、丙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 新宿区新型コロナウイルスPCR検査センター運營業務に係るPCR検査業務及び検体検査業務の委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	新宿区新型コロナウイルス検査センター運營業務
委託先	1 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 2 株式会社エスアールエル(プライバシーマーク取得済)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 国立研究開発法人国立国際医療研究センターが取扱う情報項目 診療情報提供書(参考15-1)及び予診票(参考15-2)のとおり ※…原則、新宿区医師会の診療所等から紹介された、新型コロナウイルス感染症の疑いがある区民が対象者である。 2 株式会社エスアールエルが取扱う情報項目 新宿区保健所(検査センター)より予約した受診者の検体者受付番号・カナ氏名・検査結果
処理させる情報項目の記録媒体	紙媒体及び電磁的媒体(委託先のパソコン及び区のイントラパソコン)
委託理由	1 国立研究開発法人国立国際医療研究センター PCR検査を必要とする区民に適切な検査を実施する体制を早急に整える必要があるが、新宿区保健所(検査センター)では、人員体制やスペースの都合から、一日の検査可能数には限界がある(108人)。感染拡大防止の観点から、より多くの検査可能枠を確保する必要があり、新宿区保健所(検査センター)の検査可能数を超えた場合に備え、国立研究開発法人国立国際医療研究センターに業務を委託する。 2 株式会社エスアールエル PCR検査を必要とする区民に適切な検査を実施する体制を早急に整える必要があるが、区においては、検体検査を行う技術・ノウハウがなく、専門的な事業者へ委託する必要があるため。
委託の内容	1 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 新宿区保健所(検査センター)から予約した受診者のPCR検査業務(受付、トリアージ(問診)、検体採取) 2 株式会社エスアールエル 新宿区保健所(検査センター)及び国立国際医療研究センターで採取された検体の検査業務
委託の開始時期及び期限	令和2年8月3日から令和3年3月31日まで(新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、以降も同様の業務委託を行う。)
	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告することを義務付ける。 3 PCR検査業務に係る個人情報は、法令に基づく個人情報データ保管の徹

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>底を義務付ける。また、検体検査業務に係る個人情報（電子データ）は、5ヵ月間保管した後、削除させ、削除した証明書を提出させる。</p> <p>4 区職員が必要に応じて委託業者への立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。</p> <p>5 委託先から提出された資料は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。</p> <p>2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。</p> <p>3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。</p> <p>4 ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。</p> <p>5 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 契約にあたり、別紙「特記事項」、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。</p> <p>2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>3 PCR 検査業務に係る個人情報は、法令に基づく個人情報データ保管の徹底を義務付ける。また、検体検査業務に係る個人情報（電子データ）は、5ヵ月間保管した後、削除させ、削除した証明書を提出させる。</p> <p>4 区職員が必要に応じて委託業者への立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行うことを承諾させる。</p> <p>5 紙媒体の個人情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。</p> <p>2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</p> <p>3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割する等の措置を講じさせる。なお、使用するソフトウェアについては、最新の更新プログラムを適用させ、セキュリティを向上させる。</p> <p>4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏えい等事故防止策を徹底させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。